

乗り合いタクシー

試験運行がスタート

4月1日から乗り合いタクシーの試験運行が始まりました。登録者数は、4月15日現在で240人となり、多くの方に登録をいただきました。

自宅から出かける便は14時の1便、帰りの便は15時、16時、17時の3便となっています。予約は午前中（8時～正午）にしてください。また、その際は、登録証に記載されている「登録番号」を必ず伝えるようにしてください。

なお、帰りの乗り場所は、指定の12か所から選ぶことができます。多くの方のご利用をお願いします。

利用者登録は、随時受け付けていますので企画財政課までご連絡ください。

■ 帰りの乗り場所(12か所) ■

- ①町公民館 ②図書館 ③温泉保養センター ④農業交流センター「くるネッ」
- ⑤訓子府クリニック ⑥治恵クリニック ⑦山田整骨院 ⑧湯本歯科 ⑨ハート 歯科
- ⑩ホクレン商事(Aコープ)くねっぶ店 ⑪郵便局 ⑫北見信金

■ 問合せ 企画財政課 (☎ 47-2115 役場2階 窓口12番)

5月15日(土)～24日(月)

春の行楽期の交通安全運動

観光や行楽中のスピードの出し過ぎによる事故が増加する季節です。「交通事故を起こさない」、「交通事故に遭わない」を合言葉に家庭や職場で、交通安全意識を高めましょう。

■ 運動の重点

- 自転車の安全利用の推進と歩行者の交通事故防止
- 観光・行楽に伴う交通事故防止
- 飲酒運転など、悪質・危険な運転の追放
- すべての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底



町交通安全推進委員会

住宅用火災警報器を設置しましょう

平成23年6月1日から義務化

消防法の改正で、既存住宅やアパートについては、平成23年6月1日から適用となりますので、設置されていない方は、早めに設置してください。

■ 問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

日赤社資募金にご協力を

5月は、「赤十字運動月間」です。日本赤十字社は、災害救護奉仕活動や献血事業など、人間愛に基づく活動を行っています。

この活動を支えているのは、皆さんからの社資募金です。

この募金運動が5月1日から31日まで、全国一斉に実施されますので、皆さんの温かいご協力をお願いします。

社会福祉協議会 (☎ 47-3536)

後期高齢者医療保険料のお知らせ

保険料が変わりました

4月号広報でもお知らせしましたが、北海道後期高齢者医療広域連合で決定された平成22・23年度の保険料は、次のとおりとなりますのでお知らせします。なお、個別の保険料については、平成21年中の所得を基に計算し、お支払い方法とともに7月にお知らせします。

平成22年度と平成23年度の保険料

=

均等割
(加入者が等しく負担)

44,192 円

+

所得割
(加入者の所得に応じて負担)

10.28%

保険料は、すべての被保険者の方に負担していただくもので2本立てとなっています。被保険者が等しく負担する「均等割額」と所得額に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。所得額が33万円以下の場合は、均等割額のみが保険料となります。所得の低い方は、保険料が軽減されますので、詳しくは4月号広報の7ページをご覧ください。

保険料の納め方には、年金から差し引かれる「特別徴収」と納入通知書または口座振替により納める「普通徴収」の二つの方法があります。

普通徴収	納入通知書または口座振替により保険料を納められる方の納期は6期となっております。納期限は右の表のとおりです。	期別	納期	期別	納期
第1期	7月16日～8月2日	第4期	10月16日～11月2日		
第2期	8月16日～8月31日	第5期	11月16日～11月30日		
第3期	9月16日～9月30日	第6期	12月10日～12月20日		

特別徴収

年金から直接保険料を納められる方の納期は、次のとおりです。
(特別徴収は、年6回の年金支払い月に、保険料が差し引かれます)

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
4月・6月・8月は、仮徴収と呼ばれ、前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険料を納めます。基本的には平成22年2月の年金で納めた額が、それぞれの月の仮徴収額となります。			10月・12月・2月は、本徴収と呼ばれ、平成21年中の所得が確定後、年間保険料から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて納めます。		

※特別徴収の方でも誕生月の関係で加入時期が最近だったことなどから、平成22年2月分保険料が年金から差し引きできなかった場合など、状況によっては、4月からの年金差し引きが間に合わず、納入通知書または口座振替によるお支払いになる場合があります。

年金差し引きか口座振替を選択できます

保険料を年金差し引きで納めている方、またはこれから年金差し引きになる方は、口座振替に切り替えることができます。切り替えを希望される方は、申し出が必要です。

申し出に必要なもの
本人の保険証、振替口座の預金通帳と届け印、申出書

申し出は、随時受け付けていますが、年金差し引きから口座振替に切り替わる時期は、申し出の時期によって異なります。

※年金差し引きを希望される方は手続きの必要はありません。

■ 問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-5601)
福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)